

令和6年度 就学援助制度

～ 申請の受付について ～

『就学援助制度』とは、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などの援助を行うものです。受給を希望される方は、下記の事項をご確認の上、篠栗町役場学校教育課窓口または郵送にて申請の手続きをお願いします。

なお、申請は毎年行う必要があります。令和5年度に受給されていた方も、新たに申請を行ってください。
(ただし、令和6年3月に、新入学児童生徒入学準備金の事前受給をされた世帯については、令和6年度分の申請は不要です。)

記

1 受給対象者

- ・篠栗町立小・中学校に就学し、以下の申請理由に該当する世帯
(※教育扶助を受けている生活保護受給世帯は除く)

| 申請理由 | 必要書類 |
|---|--|
| 1 生活保護の停止又は廃止を受けたが、なお経済的に困窮している | 保護停止決定通知書又は保護廃止決定通知書 |
| 2 市町村民税が非課税又は市町村民税の減免を受けている | 非課税…同一世帯生計下にある18歳以上の世帯員分の令和6年度非課税証明書 ※20歳未満で収入がない世帯員は不要 ※注) 参照 減免…市町村民税の減免決定通知書 |
| 3 個人事業税又は固定資産税の減免を受けている | 個人事業税…県税事務所発行の減免証明書 固定資産税…固定資産税減免通知書 |
| 4 国民年金の掛金の免除又は国民健康保険の保険料の減免若しくは徴収猶予を受けている | 国民年金保険料免除申請承認通知書 又は国民健康保険料減免承認決定通知書 |
| 5 児童扶養手当を受給している | 児童扶養手当証書 ※申請時点で有効期限内の証書であること |
| 6 生活福祉金による貸付けを受けている | 生活福祉資金貸付決定通知書 |
| 7 失業対策事業適格者手帳を有する者又は職業安定所登録日雇労働者である | 失業対策事業適格者手帳 又は日雇労働被保険者手帳 |
| 8 前年度の平均月收入が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯である ＜認定基準一例＞ 父40歳、母35歳、子9歳、子4歳の4人世帯の基準額 ＝合計所得約300万円以下 ※各世帯のご家族の人数や年齢などにより認定基準は異なります | ①同一世帯生計下にある18歳以上の世帯員分の令和6年度所得課税証明書 ※20歳未満で収入がない世帯員は不要 ※注) 参照 ② <u>賃貸契約書の写し(借家の方のみ)</u> |

※ 証明書類は、保護者である父母2名分が必要です(ひとり親家庭等の場合を除く。)

※注) 申請理由2(非課税世帯の方のみ)又は8の世帯の場合、令和6年1月1日時点で篠栗町に住居登録があり、教育委員会で所得調査をすることを承諾される方については、所得(非)課税証明書の提出の必要はありません。

ただし、令和6年1月2日以降に篠栗町に転入した方は、前住所地から取り寄せてください。

2 申請・支給時期

申請時期・・・令和6年6月3日（月）～6月28日（金） ※郵送申請の場合は、6月28日必着

支給時期・・・7月25日（木）、10月31日（木）、1月30日（木）、3月13日（木）（年4回支給）

※6月中にご申請いただいた場合は、遡って4・5月分も支給します。

7月以降の申請については、申請した月からの支給になります。

3 支給内容

| 費目別 | 学校種別 | 学年 | 学用品費等 (年間支給総額) | 内訳 | | |
|----------------|-------|---|-------------------|---------|--------|----------------|
| | | | | 学用品費 | 通学用品費 | 校外活動費 |
| | 小学校 | 1 | 13,230円 | 11,630円 | — | 1,600円 |
| | | 2-6 | 15,500円 | 11,630円 | 2,270円 | 1,600円 |
| | 中学校 | 1 | 25,040円 | 22,730円 | — | 2,310円 |
| | | 2-3 | 27,310円 | 22,730円 | 2,270円 | 2,310円 |
| 新入学児童生徒学用品費 | 小学校 | | | | | 54,060円 |
| | 中学校 | | | | | 63,000円 |
| 通学費 | 小学校 | 実費（4キロメートル以上） | | | | |
| | 中学校 | 実費（6キロメートル以上） | | | | |
| 修学旅行費 | 対象学年 | 宿泊費・交通費・見学料の実費 | | | | |
| 学校給食費 | 小・中学校 | 実費 | | | | |
| 校外活動費（宿泊を伴うもの） | 対象学年 | 実費 | | | | |
| オンライン学習通信費 | 小・中学校 | | | | | 1世帯につき 14,000円 |
| 医療費 | 小・中学校 | 学校保健法施行令第8条による疾病の治療に要した医療費（別途通知） ※請求時領収書必要 | | | | |

※新入学児童生徒学用品費は、令和6年4月に篠栗町立学校に入学された方が対象です。

また、新入学児童生徒学用品費を受給いただくためには、6月中にご申請いただく必要があります。

4 申請に必要な書類等

| 窓口申請の場合 | 郵送申請の場合 |
|--|--|
| 次の①～②を準備のうえ、ご来庁ください。 ①保護者（申請者）名義の預金通帳 ②該当理由の証明に必要な書類（表面参照） | 事前に学校教育課へ連絡のうえ、次の①～③を郵送ください。 ※6月28日必着 ① 就学援助費受給申請書（篠栗町ホームページからダウンロードできます） ② 保護者（申請者）名義の預金通帳（写） ③ 該当理由の証明に必要な書類（写）（表面参照） |

（問合せ・送付先）篠栗町役場 1階 11番窓口 学校教育課学校教育係
 〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
 TEL：092-947-1360（直通）